入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年８月20日

（契約責任者）中日本高速道路株式会社
東京支社長　中井　俊雄

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　13

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　新東名高速道路　高取山トンネル他２トンネル非常用設備工事（電子入札（郵送入札）対象案件）

⑶　工事場所

自）神奈川県伊勢原市上粕屋

至）神奈川県秦野市八沢

⑷　工事内容　本件は、新東名高速道路　高取山トンネル他２トンネルにトンネル非常用設備を新設する工事であり、これに伴う機器の設計製作、機器据付、配管配線、試験調整等の一切を行う工事である。

⑸　工事概算数量

トンネル非常用設備

高取山トンネル（上り線）

トンネル等級ＡＡ　3.9㎞

高取山トンネル（下り線）

トンネル等級ＡＡ　3.9㎞

羽根トンネル（上り線）

トンネル等級ＡＡ　2.9㎞

羽根トンネル（下り線）

トンネル等級ＡＡ　2.9㎞

小原トンネル（上り線）

トンネル等級Ａ　0.6㎞

小原トンネル（下り線）

トンネル等級Ａ　0.7㎞

トンネル返水設備

高取山、羽根トンネル　２式

⑹　工期　契約締結日の翌日から480日間

⑺　使用する資機材

火災検知器　約340台

押ボタン式通報装置　約390台

水噴霧設備　約14㎞

自動弁　約270台

消火栓　約300台

⑻　本工事は、すべての入札参加者から工事費内訳書の提出を求める工事である。

⑼　本工事は、機器型の適用対象外の工事である。

⑽　本工事は、入札時に技術資料作成要領の設計図書に参考として示した図面及び仕様書（以下「標準案」という。）において、あらかじめ指定する範囲についての工事目的物、施工方法及び仮設計画に関する提案（以下「技術提案」という。）及び総合評価提案資料を求め、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。

⑾　本工事は、競争参加資格において、「配置予定の技術者等」の配置基準を設けず、契約締結後の設置要件とする工事である。

⑿　本工事は工事しゅん功、引渡の後、改造・修理に関する基本契約を締結する対象工事である。

⒀　契約制限価格を上回った場合の取扱い

本工事の競争入札では、見積協議方式を適用する。

見積協議方式とは、全ての入札参加者の入札価格が契約制限価格を上回った場合に、総合評価点の最も高い者などの特定の１者を協議相手として選定し、会社の設計価格の算出方法と協議の相手から提出された入札価格の算出方法との相違点を確認するための協議を行った上で相手の入札価格で契約を締結した後、工事施工中に施工実態を調査し、協議で確認対象となった項目との差異を確認し、差異のあった項目について契約変更を実施する方式をいう。

⒁　本工事は、資料の提出・入札を電子入札システム又は郵送で行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき、契約責任者に紙入札方式参加届出書（様式１）を提出して郵送による紙入札方式によることができる。

⒂　本工事は、電子契約によることができる。

2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、東京支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。

⑵①　単体の場合　「平成31・32年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,050点以上の「トンネル非常用設備工事」で格付けされている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,050点以上の「トンネル非常用設備工事」で格付けされている者であること。）であること。

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　「平成31・32年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,050点以上の「トンネル非常用設備工事」で格付けされている者の２者で構成された共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,050点以上の「トンネル非常用設備工事」で格付けされている者であること。）であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。

⑷　施工実績　平成16年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された次の工事の施工実績を有すること。

なお、提出できる施工実績は１件とする。

（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを競争参加資格確認申請書に添付すること。）

１）単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者

求める実績

道路トンネルの新規建設において消火栓、火災検知器、水噴霧装置（スプリンクラー装置）及びこれら機器の監視制御を遠方監視制御設備を介して行う監視盤について、下記①から③に示す全てを実施した工事

①　機器の製作（他社への依頼製作を含む）

②　機器の設置

③　試験調整

２）特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外

求める実績

道路トンネルの非常用施設として設置する消火栓、火災検知器及びこれら機器の監視制御を遠方監視制御設備を介して行う監視盤について、下記①から③に示す全てを実施した工事

①　機器の製作（他社への依頼製作を含む）

②　機器の設置

③　試験調整

⑸　主要機器　当該工事における主要機器の製造予定業者は①の実績を有すること。

②及び③については体制を有すること。

なお、主要機器は「トンネル非常用設備」とする。

①　平成16年度以降の下記に示す納入実績

納入実績

道路トンネルの非常用施設として設置する消火栓、火災検知器及びこれら機器の監視制御を遠方監視制御設備を介して行う監視盤